

箕面山に生息するニホンザル保護管理計画（第3期）

〔令和4年（2022年）1月〕

箕面市教育委員会

目次

1	計画策定の経緯とその位置づけ	P. 3
2	計画の期間	P. 3
3	サルの生息状況	P. 4
4	保護管理の目標を達成するための具体的な取り組み	P. 4
4-1	集団管理	P. 4
4-1-1	人工給餌	P. 4
4-1-2	バースコントロール	P. 4
4-1-3	被害防除対策	P. 5
4-1-4	行動圏の把握	P. 5
4-2	生息環境の整備	P. 6
4-3	周知啓発	P. 7
4-4	計画の進行管理	P. 8

1 計画策定の経緯とその位置づけ

箕面市教育委員会は、平成 18 年（2006 年）12 月に、平成 47 年度（令和 17 年度（2035 年））までの 30 年間を計画期間（第 1～3 期に分割し各期間の対策を実施）とした「箕面山に生息するニホンザル保護管理計画」（以下「保護管理計画」という。）を策定した。

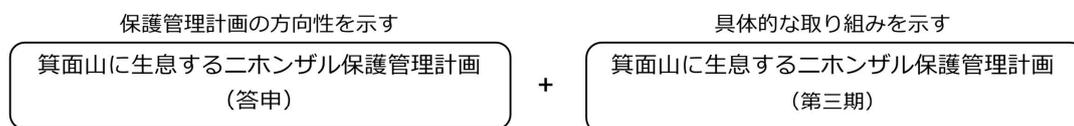
保護管理計画では、大都市近郊で人間と共生する貴重な学術的存在であるサル集団の保護を慎重かつ計画的に進め、観光客等の餌やりにより増えすぎたサルの生息頭数の調整と、生息環境の整備、農作物等への被害防除を行い、計画の最終年度である令和 17 年度（2035 年度）には、自然の木の実等を食して生息しうる頭数として「100 頭以下とする」ことを保護管理の目標として定めている。

平成 18 年（2006 年）から平成 25 年（2013 年）の第 1 期保護管理計画における主な取り組みとして、平成 22 年（2010 年）4 月に箕面市サル餌やり禁止条例を施行し、観光客とのトラブル防止や栄養過多による繁殖率の増加抑制に取り組んだ。その後、平成 25 年（2013 年）から令和 2 年（2020 年）までの第 2 期保護管理計画では、農作物の被害防止のための電気柵の設置に取り組んだ。

令和 2 年度（2020 年度）末をもって第 2 期保護管理計画が終了したことに伴い、令和 2 年（2020 年）12 月に箕面山ニホンザル保護管理委員会に対し、第 3 期保護管理計画の策定について諮問し、令和 3 年（2021 年）4 月に答申を受けた。

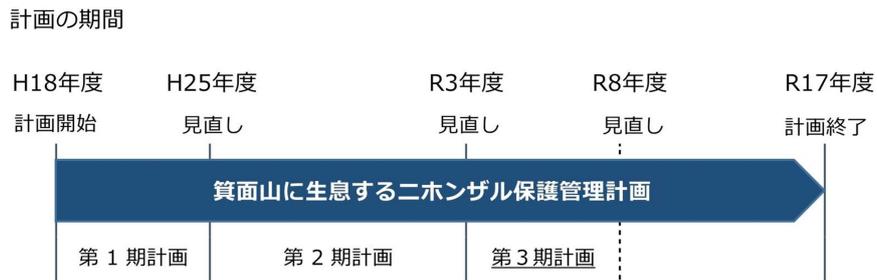
箕面市教育委員会では、この答申を踏まえて、今後の具体的な取り組みを定める第 3 期保護管理計画を策定する。

なお、箕面山ニホンザル保護管理委員会からの答申及び第 3 期保護管理計画を併せて、環境省の「特定鳥獣保護管理計画策定のガイドライン」に準拠した計画になっている。



2 計画の期間

この計画は、令和 3 年度（2021 年度）から当面 5 年間を計画期間とする。



3 サルの生息状況

これまでの取り組みにより、サルの生息頭数は減少傾向にあり、令和2年（2020年）4月現在で推定280頭となっている。

（注）答申の「個体数と出産数の変動予測（捕獲なし・90頭の個体に対するバースコントロールを実施）」は平成28年（2016年）に作成したもので、令和2年（2020年）4月現在の目視によるカウント頭数とは数値が異なるため留意が必要。

4 保護管理の目標を達成するための具体的な取り組み

4-1 集団管理

4-1-1 人工給餌

【取り組み等】

- ①サル集団を生息地内に定着させるため人口給餌を継続する。
 - ・サル集団の定着が最優先ではあるが、個体数の増加防止対策として給餌場への入場率を低下させない範囲内で、摂取カロリーを減らすことを前提に給餌を行う。
 - ・前日の日没前の給餌時間が早過ぎたり、サル集団が給餌場に入場しなかった日の翌日に限って農作物等への被害を起こすといったケースがあるため、随時給餌方法や給餌時間の調整を行う。

4-1-2 バースコントロール

【取り組み等】

- ①平成15年（2003年）から実施しているバースコントロールを継続させる。
 - ・バースコントロールは、その安全性等を考慮して実施する必要

があるため、専門家が作成した「箕面山のニホンザルの避妊措置についてのガイドライン」に基づき実行する。

- ・バースコントロールを嫌がって給餌場に姿を見せなくなった個体や避妊薬入りのバナナを受け取らない個体がいるため、投与が確実な個体を選定する。
- ②バースコントロールを継続するため、個体識別ができる職員の確保及び個体のデータ管理を継続する。
- ・個体識別に関する顔認証システム等について研究を始める。

バースコントロールの対象個体とそのうち出産した個体数

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象個体数	60	60	90	90	90	90
出産数	0	1	3	1	0	1
出産率	0.0%	1.7%	3.3%	1.1%	0.0%	1.1%

4-1-3 被害防除対策

【取り組み等】

- ①サルの出没場所での追い上げ
- ②電気柵の設置
- ③緩衝地帯の設置（里と山との間の見通しを良くする。）
- ④誘因物の撤去（ビワやクリなどの放置果樹の撤去）
- ⑤捕獲

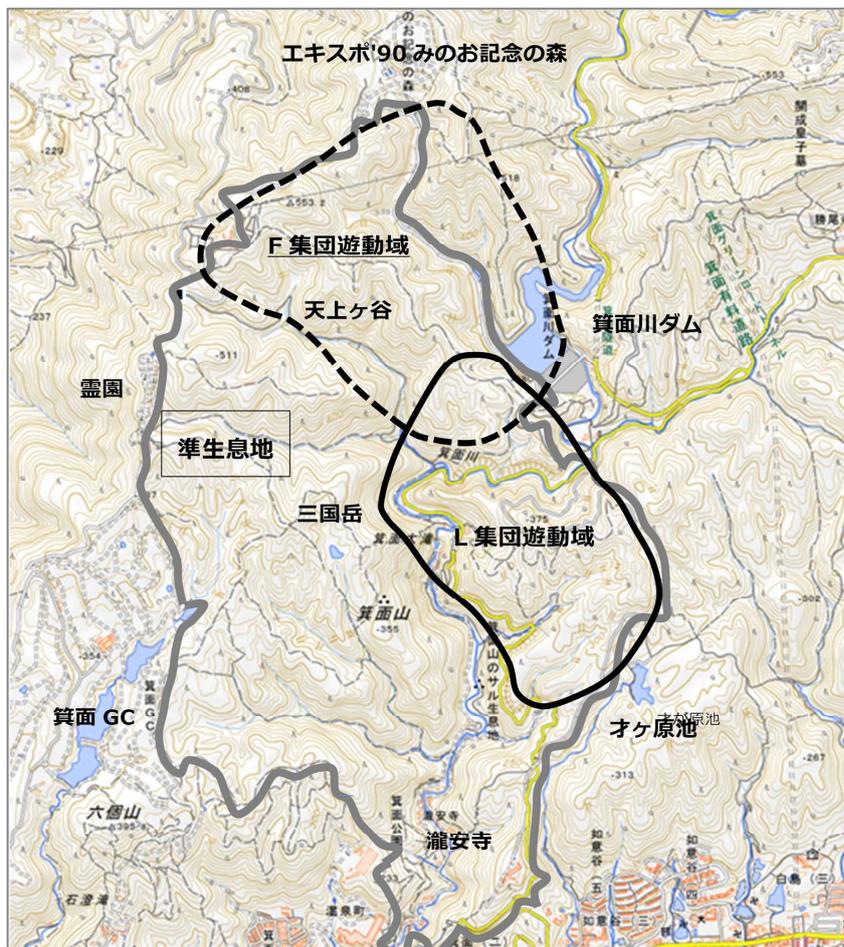
- ・生息地外の市街地や農地に出没し、特定の場所で繰り返し被害を与える場合は、有害鳥獣として捕獲する。
- ・その他の理由による捕獲については、箕面山ニホンザル保護管理委員会がやむを得ないと判断した場合に行う。なお、捕獲にあたっては、長期的な地域個体群の維持に影響を与えることがないように、性（雄雌）や年齢構成及び頭数を考慮する。
- ・捕獲個体については、箕面山ニホンザル保護管理委員会以外の団体が実施する直接の実験利用を目的としない事業への提供や適正な飼養をおこなうことができる動物園等への譲渡に努めるが、それが困難である時は、「動物の殺処分方法に関する指針」（環境省平成19年改正）に基づき処分を行う。

4-1-4 行動圏の把握

【取り組み等】

- ①目視確認や発信機により、サル集団の遊動域を把握する。
- ②サルの出没状況を把握するため、ホームページ等により市民に情報提供をお願いする。市民からの電話以外の情報提供の方法について今後検討して行く。
- ③現在使用している発信機は、電波の受信、位置の推定に労力がかかり、一定の経験と技術を要するため、簡単により正確な位置情報を把握するため、GPS発信機等の導入について早急に研究を進める。

サルの遊動域



4-2 生息環境の整備

【取り組み等】

- ①サル集団の生息環境を把握するため、今後もサル生息地の植生調査を継続する。

- ②箕面市の森林については、箕面市林業指針（箕面市森林整備計画）に基づき森林整備を進めていく。
- ③国、府、箕面市と市民団体が構成される明治の森箕面自然休養林管理運営協議会に参画し、森林に関する情報共有等を行う。
- ④箕面山の在来種からなる植生を復活させるため、関係機関や市民団体と連携し、自生種の生長を促進（自生種を残してシカの食害から守る）するとともに、外来植物種の駆除に努める。
- ⑤シカ対策として、関係機関や市民団体と連携して防鹿柵の設置及び苗木への円筒状チューブの設置を進める。
- ⑥大阪府猟友会箕面支部と連携し捕獲による個体数の低減を強化する。
- ⑦植樹が行われる場合は、可能な限り箕面山由来の植物（地のもの）を植えるよう、実施者に働きかけ、遺伝的多様性の保全に努める。そのため、実生苗や挿し木苗などの育成を図る。

4-3 周知啓発

【取り組み等】

- ①今後も、餌やり禁止条例の周知啓発を継続する。
 - ・必要に応じて野猿管理事務所（大日駐車場南側）から観光客等に対して啓発放送を行う。
 - ・餌やり等の禁止行為に関しては、職員による直接指導を継続実施する。
 - ・売店等から出されるゴミについてもサルが採餌できないゴミ箱を設置することなどの対策を継続する。
 - ・古くなった啓発用看板を順次更新する。
- ②人とサルの生活域を分ける必要性について理解を得るため、ホームページ等を活用してサルとの接し方に関する周知啓発を行う。
- ③自然環境整備の必要性について広く市民に周知するため、市主催の各種講座や環境学習（出前授業等）等の教材として箕面山のニホンザル及び森林の活用を検討する。
 - ・今後、サルの生息頭数が減少し野生化が進んだ場合は、関係団体と連携してネイチャーツアー等の開催についても検討する。
- ④関係機関や市民団体との会議に参加する機会に、サル集団の現況報告や市の取り組みを情報提供することで市民等の理解を得る。
 - ・猿害被害者に対しても、同様に情報提供を行う。

4-4 計画の進行管理

【取り組み等】

- ①計画の進行管理は、毎年度その実績等を取りまとめ、分析と評価を実施する。
 - ・必要に応じて次年度以降の取り組みについての見直しを行う。
 - ・必要に応じて関係機関や団体等に、取り組みに対する助言や意見を求める。

【モニタリング項目】

- ①個体数、群れ構成、位置同定
- ②農作物等の被害状況
- ③生息環境の状況 等

【関係機関・団体等】

- ①箕面山ニホンザル保護管理委員会
構成：大学教授、林野庁、大阪府、大阪自然史センター、市民
役割：箕面市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申するほか保護管理施策について必要な助言を行う。
- ②箕面山猿保護管理委員会
構成：大学教授、生物医学、植生等の専門家
役割：箕面山ニホンザル保護管理委員会から依頼を受けて、パースコントロールによる個体数の管理、位置同定調査、生息地の環境調査、猿害防止対策の検討等を行う。
- ③明治の森箕面自然休養林管理運営協議会
構成：市民団体 12 団体、林野庁、大阪府、箕面市
役割：箕面自然休養林の環境整備・保全及び活用を行うための活動を行う。

実施体制

